

南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業
PPP/PFI 導入実施設計等業務委託

公募型プロポーザル募集要項

令和7年5月

建設局 下水道建設部 下水道計画課

1. 適用

本要項は、「南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業 PPP/PFI 導入実施設計等業務（以下「本業務」という。）」を委託する受託者を公募型プロポーザル方式により特定するにあたり、その募集手続き等に必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

（１）業務件名

南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業 PPP/PFI 導入実施設計等業務委託

（２）業務内容

南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業 PPP/PFI 導入実施設計等業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）及び南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業 PPP/PFI 導入実施設計等業務委託特記仕様書（案）（以下「特記仕様書（案）」という。）のとおり。

（３）契約期間

契約締結日から令和 10 年 9 月 29 日（金）まで

※上記期間内に業務の完了検査及び納品まで完了すること。

（４）業務委託提案上限額

210,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 契約に関する事項

（１）契約方法

イ 仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、委託契約を締結する。

ロ 本プロポーザルにより特定された受託者を、地方自治法第 234 条に基づく随意契約の見積徴収の相手方とし、契約交渉する。

ハ 契約保証金は規則第 19 条に基づくものとする。

（２）受託者等の特定

イ 「南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業 PPP/PFI 導入実施設計等業務委託に係るプロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」において審査により受託者を特定する。

ロ 審査は一次審査（参加要件の審査）と二次審査（受託者及び優先交渉権者（以下「受託者等」）の特定）の 2 段階で行う。

ハ 本プロポーザルでの提案内容は、受託者等を特定するためのものであり、そのまま全てを採用するものではない。

ニ 契約時における特記仕様書は、別紙特記仕様書（案）の内容を基本として、受託者からの技術提案内容を踏まえて、仙台市（以下、「本市」という。）と受託者との協議により決定する。

ホ 受託者と本市が契約条件等で合意に至らない場合や受託者が契約締結するまでの間に失格要件に該当した場合など、特別な理由により受託者と契約ができない場合は、優先

交渉権者のうち審査結果が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提出者を受託者とする。

4. 参加要件

本プロポーザルへの参加については、次の要件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とし、個人での応募は認めない。

- （１）本プロポーザルの公示日において、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所の登録を行っていること。
- （２）本プロポーザルの公示日において、本市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和 60 年 10 月 29 日市長決裁）第 2 条第 1 項の規定による指名の停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- （３）本プロポーザルの公示日において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- （４）本プロポーザルの公示日において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- （５）本プロポーザルの公示日において、審査委員会の委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織でないこと。
- （６）仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる要件に該当する者でないこと。
- （７）仙台市税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと（市外事業者については、現在の主たる事業所所在地の市町村税を滞納していないこと）。
- （８）令和 7 年度の仙台市競争入札参加資格登録要綱（平成 22 年 3 月 30 日市長決裁）第 2 条第 1 項第 2 号に規定するコンサルタント業者名簿中、小分類 58「下水道部門」に登録されていること。
- （９）以下のイから二の全てを満たす業務の実績を有する者であること。
 - イ 平成 27 年度以降に完了した業務
 - ロ 地方公共団体、国、地方共同法人日本下水道事業団のいずれかが発注した業務
 - ハ 一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する測量調査設計業務実績情報サービス（以下「TECRIS」という。）で履行確認できる業務
 - ニ 下水処理場（水処理施設又は汚泥処理施設）の実施設業務において処理フローの検討を伴う次のいずれかの業務
 - ①新規整備業務
 - ②再構築業務（設備の単純更新を除く）
 - ③大規模改修業務（設備の単純更新を除く）
- （10）配置予定技術者として次の要件を満たす管理技術者及び照査技術者を各 1 人、金融担当及び法務担当を各 1 人配置すること。また、ホに掲げる技術担当については 1 人以上 4 人まで配置することができる。なお、同一の者が以下イからホに掲げる配置予定技術者を兼任することは認めない。

イ 管理技術者

①技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（上下水道一下水道））であるもの、又は、下水道法第 22 条、下水道法施行令第 15 条及び下水道法施行規則第 17 条に規定された資格を有するもの。

②単体企業で参加する場合は自社の社員、設計共同企業体で参加する場合は代表構成員の社員であるもの。

ロ 照査技術者

①単体企業で参加する場合は自社の社員、設計共同企業体で参加する場合は代表構成員の社員であるもの。

ハ 金融担当

ニ 法務担当

ホ 技術担当

(11) 設計共同企業体を結成して提案する場合は、次の要件を全て満たしていること。

イ 自主的に結成された設計共同企業体であること。

ロ 構成員数は、3 者以下であること。

ハ 代表構成員は、上記（1）から（10）に掲げる要件を全て満たしていること。

ニ その他の構成員は、上記（2）から（7）に掲げる要件を全て満たしていること。

ホ いずれの構成員も、単体企業又は他の設計共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

ヘ いずれの構成員も、本プロポーザルに参加する他の参加者の協力会社を兼ねていないこと。

ト 各構成員の出資比率は、構成員間で決めること。ただし、代表構成員の出資比率は最大であること。

(12) 配置予定技術者に協力会社の者を充てる（一部再委託を行う）場合は、次の要件を全て満たしていること。

イ 上記（2）から（7）に掲げる要件を全て満たしていること。

ハ 協力会社が、単体企業又は他の設計共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加していないこと。なお、協力会社の者が複数の参加者の配置予定技術者（上記（10）ハからホに限る）となることは可能とする。

5. スケジュール

No.	実施内容	実施期間
1	本プロポーザルの公示	令和7年5月23日（金）
2	説明会の実施	令和7年5月28日（水）午前11時00分開始
3	質問提出期限	令和7年6月2日（月）午前12時00分まで
4	質問に対する回答	令和7年6月9日（月）午後5時00分まで
5	参加表明書等の提出期限	令和7年6月13日（金）午前12時00分まで
6	一次審査結果の通知	令和7年6月18日（水）午後5時00分まで
7	技術提案書等の提出期限	令和7年7月16日（水）午前12時00分まで
8	二次審査結果の通知	令和7年7月30日（水）午後5時00分まで
9	契約	令和7年9月下旬予定

6. 質問提出及び質問回答

（1）質問の提出

イ 提出書類

質問内容を簡潔にまとめ、質問書（様式第1号）に必要事項を記入し提出すること。

ロ 提出先

本要項11に掲げる担当課

ハ 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、電子メールのタイトルは「南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業 PPP/PFI 導入実施設計等業務委託に関する質問」とすること。

ニ 提出期限

令和7年6月2日（月）午前12時00分まで

ホ その他

質問がない場合は質問書の提出は不要とする。

（2）質問に対する回答

令和7年6月9日（月）午後5時00分までに質問者へ電子メールにより回答するとともに、本市ホームページに掲載する。

（3）その他

イ 本要項と質問回答書は相互に補完する。

ロ 電話、FAX 及び直接来庁等での質疑応答は行わない。

ハ 本業務委託に関連のない質問については回答しない。

7. 参加表明書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類（以下「参加表明書等」という。）を必要部数提出すること。

No.	書類名	様式	添付書類	提出部数
1	参加表明書	様式第2号		1部
2	会社概要説明書	様式第2号-2	・入札参加資格登録書の写し ・建築事務所登録証明書の写し	1部
3	業務実績	様式第3号	・企業が業務を実施したことを証明できる TECRIS の写し	1部
4	配置予定技術者調書	様式第4号から 様式第4号-5	・本プロポーザルに関連する保有資格を証する資料の写し ・業務に従事したことを証明できる TECRIS の写し ・雇用関係が確認できる資料の写し（健康保険被保険者証等）	各1部
5	設計共同企業体協定書提出届	様式第5号	・出資比率を確認できる資料の写し	1部
6	委任状	様式第6号		1部
7	再委託承諾説明書	様式第7号		1部

(2) 参加表明書等作成にあたっての留意事項

- イ 様式第2号-2は、設計共同企業体の場合は全ての構成員が提出すること。
- ロ 様式第3号における業務実績は、次の i から iv に分類した業務について記載すること。i から iv のうち1分類のみ2件まで記載でき、合計で最大5件まで申請することができる。ただし、本要項4. 参加要件（9）イからハを満たす実績とすること。

分類	実績
i	下水処理場（水処理施設又は汚泥処理施設）の実施設業務において処理フローの検討を伴う次のいずれかの業務 ①新規整備業務 ②再構築業務（設備の単純更新を除く） ③大規模改修業務（設備の単純更新を除く）
ii	PPP/PFI 手法検討業務
iii	要求水準書等作成のアドバイザー業務
iv	技術提案審査等に係るアドバイザー業務

- ハ 様式第4号から様式第4号-5の添付書類のうち、技術士に関する資料については分野を証明できるものを添付すること。

二 様式第4号から様式第4号－5における配置予定技術者の業務実績については、上記ロに掲げる業務実績の条件を満たすものを記載すること。ただし、金融担当及び法務担当は、ホに記載のとおりとする。

ホ 配置予定技術者の業務実績は、TECRIS 中の業務実績データ（技術者データ）に当該配置予定技術者が登録され、業務概要から当該実績の内容が確認できるものとするが、金融担当及び法務担当については、TECRIS に登録されていない業務実績も記載できるものとする。金融担当及び法務担当において、TECRIS に登録されていない業務実績を記載する場合は、業務実績を確認できる資料を添付すること。なお、複数の分類に属する同一の業務は各分類で1件として取り扱う。

ヘ 様式第5号及び様式第6号については、設計共同企業体を結成する場合のみ提出すること。

ト 本業務履行にあたり一部再委託を行う場合は、様式第7号を再委託先1社につき1部提出すること。また、再委託先についても様式第2号－2を提出すること。なお、再委託先から配置予定技術者を配置する場合は、様式第4号－3から様式第4号－5のうち該当する様式を提出のこと。

(3) 提出先

本要項11に掲げる担当課

(4) 提出方法

郵送（書留若しくは簡易書留）又は持参により提出すること。

(5) 提出期限

令和7年6月13日（金）午前12時00分まで

(6) 注意事項

イ 質問回答書を確認のうえ、提出すること。

ロ 提出期限後の差替え、再提出は認めない。

ハ 参加表明書等を提出した後に辞退する場合には、辞退届（様式第10号）を郵送（書留又は簡易書留）により提出すること。

二 参加表明書等が提出期限までに到達しなかった場合は、技術提案書等を提出できない。

8. 技術提案書等の提出

(1) 提出資格を有する者

参加表明書等を提出した者のうち、技術提案書等の提出者として選定された旨の通知を受けた者

(2) 提出書類

以下の書類（以下「技術提案書等」という。）を必要部数提出すること。

No.	書類名	様式	提出部数
1	技術提案提出書	様式第8号	1部
2	実施方針	任意様式 (A4用紙縦5枚 片面)	正本1部(社名入) 副本8部(社名無)
3	技術提案書	任意様式 (A4用紙縦7枚 片面)	正本1部(社名入) 副本8部(社名無)
4	業務工程表	様式第9号	1部
5	見積書	任意様式 (A4用紙 片面)	1部
6	電子データ (上記1から5)	DVD-R 又は CD-R (PDF形式)	1部

(3) 実施方針、技術提案書の内容

実施方針及び技術提案書には少なくとも以下の内容を記載すること。

イ 実施方針

- ・汚泥処理検討の方向性
- ・本事業を進める上での課題
- ・実施体制表（組織図）
- ・進捗管理

ロ 技術提案書

以下の内容を含めた任意の4項目

- ・本業務の進め方及び留意点とその対応策
- ・より効果的な業務成果となるよう提案する作業内容

(4) 技術提案書等作成にあたっての留意事項

イ 実施方針の枚数はA4片面縦5枚以内、技術提案書の枚数はA4片面縦7枚以内とすること。ただし、提案内容が記載されていない表紙・目次等については枚数に含めないこととする。

ロ フォント等は以下のとおりとし、見やすく、分かりやすい表現とすること。

設定項目	設定内容
サイズ	本文：10.5pt、本文以外：自由

文字間隔	標準
行間	1.0行

ハ 実施方針、技術提案書、業務工程表の各ページには、技術提案書等の提出者として選定された旨の通知に記載の整理番号を記載すること。整理番号は、各書類の右上に枠を設けて記載することとし、24ptの大きさとするが、詳細な位置、枠線の種別は自由とする。

二 南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業 汚泥処理施設再構築計画の検討状況説明書のほか、入手可能な公表資料も参考にすること。なお、技術提案書等の提出資格を有する者に限り、「南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築修正計画」を貸与する。

ホ 業務工程表の作成にあたり、提案により作業内容を追加する場合は、適宜行を挿入し、業務工程表を作成すること。

ヘ 見積書は特記仕様書（案）の3. 作業内容及び提案により追加で行う作業内容について、工種項目毎に単価、数量等を明記した内容とすること。なお、単価については本市ホームページにおいて公表している仙台市単価によること。

ト 実施方針、技術提案書の副本には参加者が判別できるような記載（会社名、部署名、ロゴ、イニシャル等）をしないこと。

チ 実施方針、技術提案書、業務工程表は、配置予定の管理技術者本人が作成すること。

（5）提出先

本要項 11 に掲げる担当課

（6）提出方法

郵送（書留若しくは簡易書留）又は持参により提出すること。

（7）提出期限

令和7年7月16日（水）午前12時00分まで

（8）注意事項

提出期限後の差替え、再提出は認めない。

9. 受託者等の特定に関する事項

(1) 一次審査

- イ 参加表明書等の提出書類により、本要項4に掲げる参加要件への適合を審査する。
- ロ 一次審査の結果、参加要件への適合が確認された者を技術提案書等の提出者として選定する。

(2) 一次審査結果の通知

一次審査の結果は、令和7年6月18日（水）午後5時00分までに、整理番号とともに参加表明書等提出者全員に電子メールで通知する。

また、整理番号別の一次審査結果を本市ホームページで公表する。

(3) 二次審査

- イ 受託者等を特定するための審査は、公平を期するため参加者名を伏せ匿名で行う。
- ロ 審査基準は「別表 プロポーザル審査基準表」とし、参加表明書等及び技術提案書等を審査項目ごとに審査し、その合計点が最も高い者を受託者として、次点以降は合計点が高い順に優先交渉権者として特定する。
- ハ 総合点が同じ者が複数いる場合は、「別表 プロポーザル審査基準表」に記載の審査項目「4 提案内容」の合計点が高い者を上位とし、さらに同点の場合は、「1 業務の実績」、「2 実施体制」、「5 見積内容」、「3 理解度」の順で合計点の高い者を上位とする。

(4) 二次審査結果の通知及び公表

二次審査の結果は、令和7年7月30日（水）午後5時00分までに本市ホームページで公表する。なお、後日、二次審査対象者全員に書面で通知する。

(5) 非選定又は非特定理由の説明に関する事項

イ 非選定又は非特定理由の説明請求

一次審査において選定されなかった旨又は二次審査において受託者に特定されなかった旨の通知を受けた者は、次により非選定又は非特定理由についての説明を求めることができる。

ロ 提出書類

様式は自由とするが、A4用紙縦で作成すること。

ハ 提出先

本要項11に掲げる担当課

二 提出方法

郵送（書留又は簡易書留）又は電子メール

ホ 提出期限

令和7年8月8日（金）午後5時00分まで（必着）

(6) 非選定又は非特定理由の説明請求に対する回答

非選定又は非特定理由の説明請求への回答は、令和7年8月22日（金）午後5時00分までに書面により行う。

(7) 技術提案書等の無効及び参加資格の喪失等

次のいずれかに該当する場合には、提出された技術提案書等を無効とし、本プロポーザ

ルへの参加資格を失うものとする。また、契約締結までの手続期間中に指名停止となった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。なお、提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした場合は、失格となるほか、指名停止その他の措置を講ずることがある。

イ 提出期限を過ぎて提出された場合

ロ 提出書類に虚偽の記載又は重大な不備があった場合

ハ 本プロポーザルの公示以後、参加者が個別にプロポーザル審査委員と本プロポーザルについて接触を持つことなど、審査の公平性を害する行為があった場合

ニ 本要項 4 に掲げる参加要件に適合しない又は受託者を特定するまでの間に適合しなくなった場合

ホ 履行が困難と認められるに至った場合

ヘ その他、審査委員会が本プロポーザルの遂行にふさわしくない明白な事情を認めた場合

(8) 審査委員会

イ 審査委員会は「南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業 PPP/PFI 導入実施設計等業務委託に係る公募型プロポーザル審査委員会設置要綱」に基づき組織される。

ロ 審査委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、会議への出席、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

ハ 審査委員会の事務局は本要項 11 に掲げる担当課とする。

10. その他留意事項

- (1) 提出書類の作成や提出に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 各参加者からの応募は1点のみとする。
- (3) 提出書類は返却しないものとする。
- (4) 提出書類の著作権は提出者に帰属するが、提出者は次のイからハに掲げる事項の全てを承諾するものとする。
 - イ 提出書類は本プロポーザルに必要な範囲において写しを作成し使用すること
 - ロ 本市が本プロポーザルの実施に必要と認めるときは、提出書類等を本市が使用すること
 - ハ 受託者等の技術提案書等については、全部又は一部を南蒲生浄化センター汚泥処理施設再構築事業に関する目的で使用する
- (5) 本市は上記(4)に掲げる事項で使用する場合を除いて提出書類を提出者に無断で使用しない。
- (6) 参加者が、その技術提案書等に記載した著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任は全て参加者が負うものとする。
- (7) 提出書類は仙台市情報公開条例の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、本業務に係る委託契約が締結されるまでは、同条例第7条第3号イの規定により、開示の対象としない。
- (8) 配置予定技術者調書(様式第4号から様式第4号-5)に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等特別の理由により本市がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。
- (9) 審査委員会の会議は、原則非公開とする。
- (10) 参加者は、審査委員会の審査結果に対する苦情を申し立てることはできない。
- (11) 本手続において使用する言語は日本語とし、使用する通貨は日本円とする。
- (12) 本要項2. 業務概要(4)に掲げる業務委託提案上限額は、この業務の契約締結に係る予定価格ではない。
- (13) 受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、受託業務を効率的かつ有効に執行するために必要な場合は、業務の一部を第三者に請け負わせることができる。なお、その場合は本市と協議の上、決定しなければならない。
- (14) 予期することのできない特別の事情により、契約期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受託者は契約金額の変更を請求することができる。なお、手続きについては以下の「(2) インフレスライド(第25条第6項)」に準拠する。

(<https://www.city.sendai.jp/kojikanri/jigyosha/keyaku/gijutsu/yoko/slide.html>)
- (15) 本プロポーザルは「仙台市契約規則」及び「プロポーザル等の方式による設計者選定要綱」に定めるところによる。

11. 担当課

仙台市建設局下水道建設部下水道計画課

〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

電話：022-214-8823

電子メールアドレス：ges011210@city.sendai.jp

別表 プロポーザル審査基準表

No.	審査項目	審査基準	配点
1	業務実績	業務実績（様式第3号）により、平成27年度以降に完了した業務のうち、地方公共団体、国、地方共同法人下水道事業団が発注した以下の業務の実績があるか。 ・ 下水処理場の実施設計業務（新規整備、再構築、大規模改修） ・ PPP/PFI 手法検討業務 ・ 要求水準書等作成のアドバイザー業務 ・ 技術提案審査等に係るアドバイザー業務 （実績1件につき3点）	15
2	実施体制	配置予定技術者調書（様式第4号から様式第4号ー5）及び実施方針（任意様式）により、本業務を履行する上で必要かつ十分な実施体制が構築されているか。 ①実施体制表（組織図）（記載内容に応じて採点最大6点） ②実務経験と資格の有無（記載内容に応じて採点最大10点）	16
3	理解度	実施方針（任意様式）及び業務工程表（様式第9号）により、本市下水道事業として安定的で低炭素な汚泥処理を目指す中で、本事業の目的や課題、スケジュール等を理解しているか。 ①汚泥処理検討の方向性（記載内容に応じて採点最大5点） ②再構築事業を進める上での課題（記載内容に応じて採点最大5点） ③業務工程表の作成（記載内容に応じて採点最大5点） ④進捗管理（記載内容に応じて採点最大5点）	20
4	提案内容	技術提案書（任意様式）により、以下の内容を含めた任意の4項目が提案されているか。 ・ 本業務の進め方及び留意点とその対応策 ・ より効果的な業務成果となるよう提案する作業内容 （記載内容に応じて採点 1項目につき最大6点）	24
5	見積内容	見積書（任意様式）により、本業務を実施するにあたり、本市が想定している作業内容や提案による追加の作業内容を考慮した上で経済的な見積となっているか。 ①見積内容（作業内容や単価）（見積内容に応じて採点最大10点） ②経済性（価格水準により採点最大15点）	25
合計			100